

発行：立川市明るい選挙推進協議会
立川市選挙管理委員会
〒190-8666 立川市泉町1156-9
☎042(523)2111(代)
内線 1631・1632・1633

くらしと
せんまよ

No.124
2024年
10月15日

立川市選挙人名簿登録者数

男 76,793 人 女 78,952 人 計 155,745 人

立川市在外選挙人名簿登録者数

男 74 人 女 98 人 計 172 人

(令和6年9月1日現在)

衆議院議員選挙

投票日 10月27日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

立川市で投票できる方は次のすべてに当てはまる方です。

- 日本国民で18歳以上である
- 引き続き3か月以上立川市に住んでいる
- 選挙人名簿に登録されている



最近引っ越しをされた方

★最近立川市に転入された方

令和6年7月14日までに 立川市に転入届を提出	立川市で投票することができます。
令和6年7月15日以降に 立川市に転入届を提出	立川市では投票できません。前住所地の選挙人名簿に登録されて いれば、前住所地で投票できます。

★最近立川市から転出された方(転出以前に3か月以上立川市に住んでいた方)で、 他の区市町村の名簿に登録されていない方は、転出期間に応じて下記の方法で 投票することができます。(該当する方へは案内ハガキをお送りします。)

令和6年6月16日から 令和6年6月26日までに 転出	転出4か月経過前に、立川市で期日前投票をすることができます。
令和6年6月27日以降に 転出	①投票日当日、転出前の住所地で投票する。 ②立川市で期日前投票をする。 ③立川市選管に投票用紙を文書で請求して、最寄りの不在者投票所で 不在者投票する。

★最近立川市内で転居された方

令和6年9月30日までに 転居届を提出	新住所地の投票所で投票できます。
令和6年10月1日以降に 転居届を提出	前住所地の投票所で投票できます。 入場整理券は前住所地へ郵送されますのでご注意ください。

投票所がかわります

今回、投票所が2か所変更となります。

【第10投票区】第八小学校→立川第六中学校



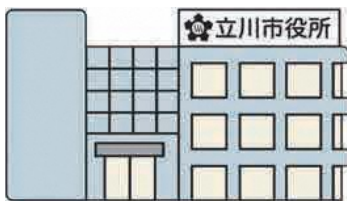
【第15投票区】新生小学校→立川第八中学校



転入

A市

自治体A市から7月15日以降に転入
A市で投票します(または、立川市でも不在者投票ができます)
(A市の選挙人名簿に登録されている方)



転出

B区

自治体B区に6月27日以降に転出
立川市で投票します
(立川市の選挙人名簿に登録されている方)

選挙に関する情報については立川市のホームページでもお伝えします。 <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

期日前投票所のご案内

午前8時30分から午後8時まで

立川市役所101会議室
(駐車場有)

10月16日(水)～10月26日(土)



西砂学習館
(駐車場有)

10月18日(金)～10月19日(土)



子ども未来センター
(駐車場無)

10月20日(日)～10月21日(月)



窓口サービスセンター
(駐車場無)

10月23日(水)～10月26日(土)



投票所入場整理券の郵送につきまして

投票所入場整理券は、10月17日（木）までにご自宅に届くよう順次郵送しています。
なお、投票所入場整理券がまだ届いていないなどのご理由で、投票所入場整理券が
お手元にない場合でも期日前投票所や当日投票所で投票することができます。

郵便等投票の制度があります

重度の障害等がある方が、郵便や信書便で投票できる制度です。郵便等投票をするためには
選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。お早めに手
続をしていただくようお願いいたします。

投票用紙等の交付請求期限は、10月23日(水)までです。

〈対象者〉

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

●代理記載制度

郵便投票をなさる方のうち、次に該当するため、ご自分で字が書けない方は、あらかじめ区市町村
選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有するものに限る)に候補者名等の記載をさせることが
できます。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

※代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会へ
の事前の申請が必要です。

代理投票・点字投票の制度があります 投票所で係員にお申し出ください。

身体が不自由であったり、ご自分で字が書けない方のために、申し出により係員が代筆
する「代理投票」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。また、目の不自由
な方は、点字で投票する「点字投票」の制度があります。

不在者投票について

旅行先や滞在地の区市町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。**事前に手続が
必要となります**のでお早めにお問い合わせください。また、都道府県選挙管理委員会
が指定する病院・老人ホーム等(入院・入所者が対象)でも不在者投票ができます。

選挙公報の配布につきまして

衆議院議員選挙の選挙公報は、公示日の午後5時まで受け
付けることが公職選挙法で定められています。その後、
校正・印刷などをするため、選挙公報がお手元に届くまで
に時間がかかりますことをご承知おきください。

10月24日までお待ちいただいても公報が届かないときは、

☎ 0120-221-523

(株)メディア・ソリューション・センター
(午前9時～午後6時)

にご一報ください。

また、下記の施設に公報補完箱を設置しますので、ご利用
ください。

公報補完箱の設置場所は・・・

市役所・西立川児童会館・総合福祉センター・歴史民俗資料館・
多摩川図書館・富士見連絡所・柴崎学習館・自立生活センター
立川・多摩立川保健所・柴崎福祉会館・柴崎市民体育館・子
ども未来センター・窓口サービスセンター・錦学習館・羽衣
地域福祉サービスセンター・立川商工会議所・立川商工会議
所無料職業紹介所・立川郵便局・女性総合センター・曙福祉
会館・高松図書館・健康会館・東部連絡所・若葉図書館・幸
学習館・幸福社会館・幸図書館・西武線玉川上水駅・多摩都
市モノレール立川北駅、立川南駅・柏地域福祉サービスセン
ター・泉市民体育館・上砂地域福祉サービスセンター・上砂
図書館・一番福祉会館・西部連絡所・西砂図書館です。

投票所で支援を必要とする方へ

投票所において、代理投票やその他の支援を必要と
する方は、「投票支援カード」をご提示いただくことで
必要な支援を受けることができます。「投票支援カー
ド」は立川市のホームページでダウンロード、印刷し、
必要な事柄をご記入の上、投票所へお持ちください。
(カードは各投票所にもあります)

[https://www.city.tachikawa.lg.jp/senkyokanri/
shise/senkyo/shien_card.html](https://www.city.tachikawa.lg.jp/senkyokanri/shise/senkyo/shien_card.html)

